参考資料２

広島市有償運送運営協議会運営指針（福祉有償運送）

確定　平成１８年３月　９日　広島市有償運送運営協議会
改正　平成１９年２月２８日　広島市有償運送運営協議会
改正　平成２３年９月　１日　広島市有償運送運営協議会
改正　平成２９年７月２４日　広島市有償運送運営協議会

１　目的

本指針は、福祉有償運送（以下「運送」という。）を実施するにあたり必要となる事項に係る広島市有償運送運営協議会（以下、「協議会」という。）としての協議方針等を定め、協議会の円滑な運営を図ることを目的とする。

２　運送主体

運送を行う者（以下「運送主体」という。）は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会又は権利能力なき社団のいずれかに限るものとし、運送を行うことが当該法人の目的の範囲内の行為であり、かつ、次に掲げる事項のいずれにも該当するものでないことを要する。

ア　役員が１年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過していない者であること。

イ　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第７９条の１２の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から２年を経過していない者（取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から２年を経過していない者を含む。）であること。

ウ　役員が運送の業務に関し成年と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記ア又はイのいずれかに該当する者であること。

３　運送の対象者

運送の対象となる者は、次に掲げる者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送主体において会員として登録された者（協議会の協議にあたっては、登録を予定されている者でも構わないこととする。）及びその付添人に限るものとする。

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に規定する「身体障害者」

イ　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者

ウ　介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者

エ　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害等を含む。）を有する者

協議会は、前記アからエに掲げる者については、運送主体から提出された会員の移動制約状況を記載した書類により確認することとする。

なお、この確認にあたり、広島市は、予め、前記アに掲げる者については身体障害者手帳の写しにより、前記イ及びウに掲げる者については介護保険被保険者証の写しにより、エに掲げる者についてはその障害又は疾病を証する書類の写しにより、それぞれ運送の対象者とすることの妥当性を確認し、協議会へ報告するものとする。

なお、「障害又は疾病を証する書類」とは、次に掲げる書類のほか、行政機関等により交付又は発行された公的な書類等とする。

・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・特定医療費（指定難病）受給者証
・医師が作成する診断書

４　運送の区域

運送の区域は、運送の登録の申請にあたり運送主体が指定した特定の区（複数の場合を含む。）を単位とし、運送の発地又は着地のいずれかが当該区域にあることを要する。

５　使用車両等

（１）使用車両

使用車両は、乗車定員１１人未満の自動車に限るものとする。

（２）使用車両の使用権原

運送主体は、使用車両の使用権原を有していることを要する。なお、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体と当該自動車の使用者との間で締結された契約書が作成されており、当該契約において、運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていなければならない。

６　運転者

（１）運転者の要件

運転者は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）に規定する第二種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと、又は次に掲げる要件を全て備えていることを要する。

ア　道路交通法に規定する第一種免許を受けており、かつ、その効力が過去２年以内において停止されていないこと。

イ　国土交通大臣が認定する講習を受講していること、又は一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を受講していること。(協議会の協議にあたっては、受講に関する具体的な計画が示される場合でも構わないこととする。)

（２）福祉自動車以外の自動車を使用する場合の要件

運転者は、福祉自動車（前記３（１）の運送の対象となる者が車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置等を有する自動車をいう。)以外の自動車を使用して運送を行う場合には、前記６（１）に掲げる要件のほか、運転者が次に掲げる要件のいずれかを備えるか、又は次に掲げる要件のいずれかを備える乗務員が乗務することを要する。

ア　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４２条第１項の介護福祉士の登録を受けていること。

イ　国土交通大臣が認定する講習を受講していること、又は一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を受講していること。(協議会の協議にあたっては、受講に関する具体的な計画が示される場合でも構わないこととする。)

７　損害賠償措置

運送主体は、運送に使用する車両全てについて、次に掲げる内容の任意保険又は共済に加入していることを要する。(協議会の協議にあたっては、加入に関する具体的な計画が確認できる書類の写し又は加入に関する宣誓書の提出でも構わないこととする。)

ア　損害賠償限度額が対人無制限及び対物１，０００万円以上であること。(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)

イ　運送を行う場合も保険金の支払いが可能となるものであること。

ウ　運送主体の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと。

エ　期間中の支払額に制限がないこと。

８　旅客から収受する対価

（１）対価の範囲

旅客から収受する対価は、運送サービスの対価（以下「運送の対価」という。）及び運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価（迎車回送料金、待機料金、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料並びにストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。(以下「運送の対価以外の対価」という。)）の範囲内とする。

（２）対価の設定方法

①　運送の対価は、距離制、時間制、又は定額制のいずれかの方法により設定されていることを要する。ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

②　運送の対価以外の対価は、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準が明確に定められていることを要する。

（３）対価の設定基準

旅客から収受する対価は、実費の範囲内であり、かつ、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内として、次に掲げる基準を目安として設定されていることを要する。

ア　運送の対価は、広島市におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね２分の１の範囲内であること。

イ　運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること。

ウ　運送の対価を定額制により設定する場合は、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

エ　運送の対価を距離制又は時間制により定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点から走行距離を基に対価を算定しようとする場合は、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね２分の１の範囲内であること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収しないこと。

オ　複数乗車（１回の運行で複数の旅客を運送する場合であって、旅客一人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を設定する場合は、旅客１人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね２分の１の範囲内にあるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場

合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね２分の１の範囲内であること。

９　運行管理体制

運送主体は、次に掲げる輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する措置を講じることを要する。

（１）運行管理体制の整備

・　運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行うこと。運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。

・　使用車両５両以上の運行を管理する事務所にあっては、当該事務所ごとに、道路運送法第２３条第１項の運行管理者又は次に掲げるいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する使用車両の数を２０（同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあっては、４０）で除して得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上を選任すること。

ア　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第４８条の１２に規定する受験資格を有する者

イ　道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第９条の９第１項に規定する要件を備える者(安全運転管理者)

ウ　その他同等以上の能力を有するものと認める者

（２）特定診断の受診

運転者が、死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令（昭和３０年政令第２８６号）第５条第２号、第３号又は第４号に掲げる障害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合（道路交通法違反により運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合等）には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する運転者適性診断の特定診断を受診させること。なお、当該運転者に当該診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転を再開させてはならないものとする。

（３）安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

・　運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、使用車両の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を国が定める参考様式を参考に記録し、かつ、その記録を１年間保存すること。

なお、運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努めることとし、対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

・　運転者ごとに、国が定める参考様式を参考に乗務記録を作成させ、かつ、その記録を１年間保存すること。

（4）運転者台帳及び運転者証の整備

- 運転者ごとに、国が定める参考様式を参考に運転者台帳を作成し、これを事務所に備えておくこと。
- 使用車両の運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを２年間保存すること。
- 運転者を乗務させるときは、国が定める参考様式を参考に、運転者の写真を貼り付けた運転者証を作成し、これを旅客に見えやすいように表示し、又は使用車両の車内に掲示すること。

（5）使用車両に関する表示等

運送時において、使用車両の車体の両側面に、次のとおり運送の登録を受けた車両である旨を表示するとともに、登録証の写しを使用車両へ備え置くこと。

＜車両の表示＞

- 運送主体の名称
- 「有償運送車両」の文字
- 登録番号

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。この場合の各文字の大きさは同じとし、縦横５センチメートル以上とする。

（6）旅客の名簿の作成管理

旅客の氏名、住所及び運送を必要とする理由その他必要な事項を記入した旅客の名簿を国の定める参考様式を参考に作成し、適切に管理すること。

（7）対価の掲示等

旅客から収受する対価を、あらかじめ旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明すること。対価を変更するときも同様とする。

（8）整備管理の体制

- 使用車両の点検及び整備の適切な実施を確保するため、使用車両の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行うこと。
- 使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。

（9）事故の場合の処置

- 使用車両に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行うこと。
- 使用車両に係る事故が発生した場合には、国の定める参考様式を参考に事故の記録を作成し、その記録を事務所において２年間保存すること。

（１０）損害賠償措置の実施

- 前記７に掲げる損害賠償措置を講じていること。
- 登録後において、協議会が定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしないこと。

（１１）苦情処理体制の確保等

- 苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明すること。ただし、氏名及び住所を明らかにしないものに対しては、この限りではない。
- 苦情の申し出を受け付けた場合には、国の定める参考様式を参考に記録し、かつ、その記録を整理して１年間保存すること。

１０　運行管理の責任者の業務

運行管理の責任者は、次に掲げる業務を行うことを要する。

ア　前記６（１）及び（２）に掲げる要件を備えない者に運転させないこと。

イ　運転者に対し、前記９（２）に掲げる運転者適性診断の特定診断を受診させること。

ウ　運転者に対し、前記９（３）の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。

エ　運転者に対し、前記９（３）の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。

オ　前記９（４）の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。

カ　前記９（９）の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。

キ　その他運行の安全を確保するために必要な業務。

１１　各種報告と登録の変更及び更新

（１）実施状況等報告

運送主体は、運送の実施状況等の報告を「広島市有償運送運営協議会運営指針細則（福祉有償運送)」（以下「指針細則」という。）に定めるところにより行うことを要する。

（２）変更の登録

運送主体は、道路運送法第７９条の登録後において、運送の実施内容を変更する場合又は変更が生じた場合、指針細則に定める手続を行うことを要する。

（３）更新の登録

運送主体は、道路運送法第７９条の登録の有効期間満了の後、引き続き運送を行おうとする場合は、指針細則に定める手続きを行うことを要する。

１２　合意の解除

広島市は、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、広島運輸支局と緊密な連携を図り、必要に応じ、協議会において合意の解除を協議するものとする。

ア　運送主体が道路運送法第７９条の１２第１項の規定に基づき業務の停止を命じられ、又は登録を取り消されたとき。

イ　広島市が運送主体からの苦情及び事故、その他の連絡を受け、協議会において対応を協議し必要な指導を行ったにもかかわらず、当該運送主体がこれに従わないとき。

ウ　その他当該運送主体による運送の適切な運営に問題があると認められるとき。

１３　その他

本指針に定める事項について追加・変更等の必要が生じたときは、会長が協議会に諮り決定するものとする。

１４　平成１９年２月２８日改正に伴う経過措置

（１）　前記６（１）イは、平成１９年９月３０日までの間（平成１８年１０月１日時点で現に旧道路運送法第８０条第１項のただし書の許可を受けて運送を行っている者（以下「みなし運送主体」という。）の場合は、最初の更新の登録（平成１９年１０月以降に行う最初の変更登録を含む。）の日までの間とする。）、次に掲げるとおりとする。

イ　運転者は、次に掲げる運転知識・技能及び介護知識・技能の講習等をすべて受講していること。（協議会の協議にあたっては、受講に関する具体的な計画が示される場合でも構わないこととする。）

①　運転知識・技能の講習等

国土交通大臣が認定する講習、社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修、又は広島県公安委員会公認の自動車教習所において実施される、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成１２年１月２６日国家公安委員会規則第４号）第１条第８号に基づく教育、あるいはこれと同等の内容の研修（研修内容としては、移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト（日本財団監修）に例示されている研修項目（車両点検、運転実技）を踏まえたものとする。）のいずれか。

②　介護知識・技能の講習等

国土交通大臣が認定する講習、社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修、移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト（日本財団監修）に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修（運転者が介護福祉士、ホームヘルパー１級、２級又は協議会が認める資格保有者に限る。）、その他中国運輸局広島支局又は協議会が認める福祉輸送に関する研修のいずれか。

（２）　みなし運送主体の場合、前記８に掲げる旅客から収受する対価の取扱いについては、平成１８年１０月１日以後、対価を変更することとなる日までは、なお従前の例による。

（３）　平成１９年９月３０日までの間（みなし運送主体の場合は、最初の更新の登録（平成１９年１０月以降に行う最初の変更登録を含む。）の日までの間とする。）、福祉自動車以外の自動車を使用する場合に関する規定、運行管理の責任者の数に関する規定は適用しない。

（４）　みなし運送主体の場合、使用車両の表示、運転者証の作成・携行に関する規定については、平成１８年１０月１日以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。

（５）　みなし運送主体の場合、使用車両への登録証の写しの備え置きについては、平成１８年１０月１日以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧道路運送法第８０条第１項の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。